平成２７年（フ）第５６５号
兵庫県西宮市甲陽園本庄町６番25―513号
破産者　株式会社ワイ・イ・エス
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６５３号
神戸市東灘区本山中町１丁目11番２号
破産者　中島自動車有限会社
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６６２号
兵庫県尼崎市宮内町２丁目84―２
破産者　株式会社梅本組
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１３号
福岡市南区井尻３丁目31番12号
破産者　有限会社渡邉商店
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３８号
千葉県八街市文違59番地150
破産者　君塚　敏明
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３３３号
千葉県八街市希望ケ丘250番地116
破産者　有限会社四季工房
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３３４号
千葉市若葉区千城台東４丁目１番９棟504号、申立時の住所千葉県八街市希望ヶ丘250番地116
破産者　永野　静男
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２０４号
岡山県倉敷市玉島1643番地６
破産者　株式会社タカミエンジニアリング
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
沖縄県那覇市松島２丁目１番地１―602号
破産者　株式会社琉球美らホーム
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４５号
茨城県牛久市岡見町字露田80番
破産者　株式会社ビスワード
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1954番地の11
破産者　株式会社スギテツクス
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第５３３号
埼玉県越谷市谷中町３丁目73番地６
破産者　有限会社トライニング・ベスト
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３０６号
山梨県甲府市下飯田４丁目４番24号
破産者　誠建設株式会社
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
兵庫県赤穂市加里屋1096番地の28
破産者　しおや給食株式会社
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３号
広島市安佐南区西原８丁目37番17号
破産者　キャピタル株式会社（旧商号ａｉｍ株式会社）
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１６号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2203番地１
破産者　有限会社熊自動車鈑金工場
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1467番地２
破産者　有限会社たくみ工建
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
富山県富山市堀川小泉町797番地１　北野ハイツ301号、開始決定時の住所長崎県長崎市ダイヤランド４丁目10番１―504号
破産者　山下　武司
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
福島県郡山市日和田町字北ノ入60番地２
破産者　株式会社エアプロ
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１６９９号
横浜市青葉区つつじが丘36番地10第八進栄ビル311号室
破産者　株式会社田奈建設
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１３４号
横浜市都筑区早渕３丁目47番42号
破産者　有限会社高橋塗装
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部